

国の森林環境譲与税との関係

1 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

2 ページから 7 ページのとおり

2 みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の棲み分け

平成 31 年 2 月 13 日付け「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方（8 ページから 15 ページ）」により、両税の棲み分けを行い、森林・林業施策を進めている。

3 森林環境譲与税の活用状況

県内市町における令和 3 年度末時点での森林環境譲与税の活用状況は、

- ・ 森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を含む森林整備が 43%
- ・ 公共施設整備での木材利用が 9%
- ・ 担い手対策が 1%

となっており、残り 47%が活用されずに基金として積み立てられている。

4 活用に向けた働きかけ

こうした状況の解消は、国においても喫緊の課題とされており、本年 6 月には林野庁から、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（16 ページから 18 ページ）」が示されるとともに、林野庁の幹部職員が直接全国の自治体を訪問し、その活用に向けた働きかけたところである。

県においても、国と連携しながら、市町に対する研修会を開催するなど、譲与税の活用を働きかけてきたところであり、令和 4 年度分については、ほぼ全てが活用される見込みである。

5 今後の課題

林野庁が示した森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組例や県内市町における譲与税の活用状況、市町・林業関係団体への意見聴取の結果などをふまえ、両税の棲み分けについての県の考え方を再確認する必要がある。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

平成31年度法律第3号 平成31年3月29日公布

第一章 総則

(趣旨)

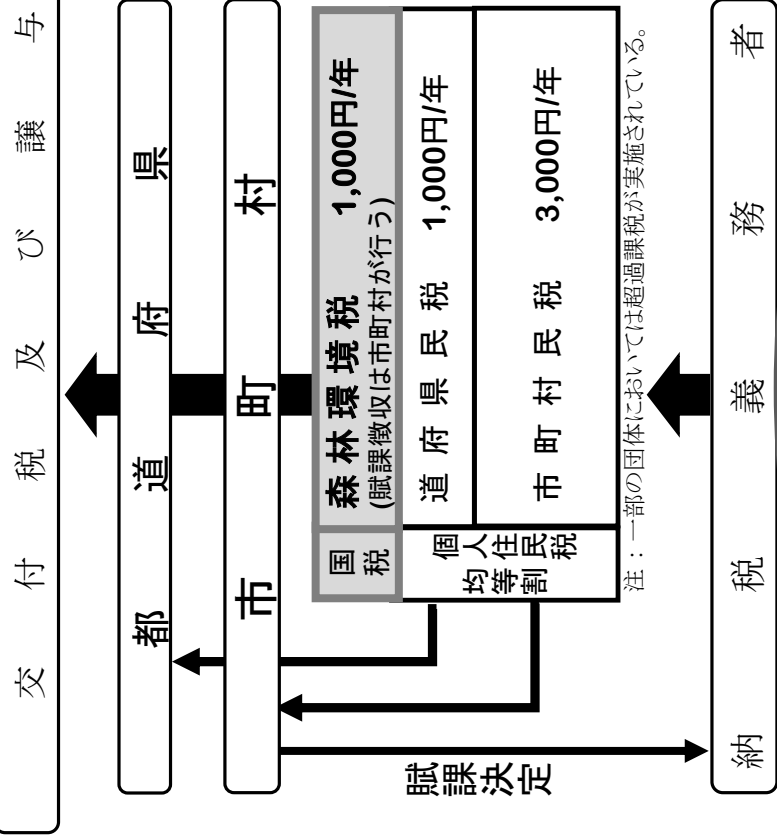
第一条 この法律は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

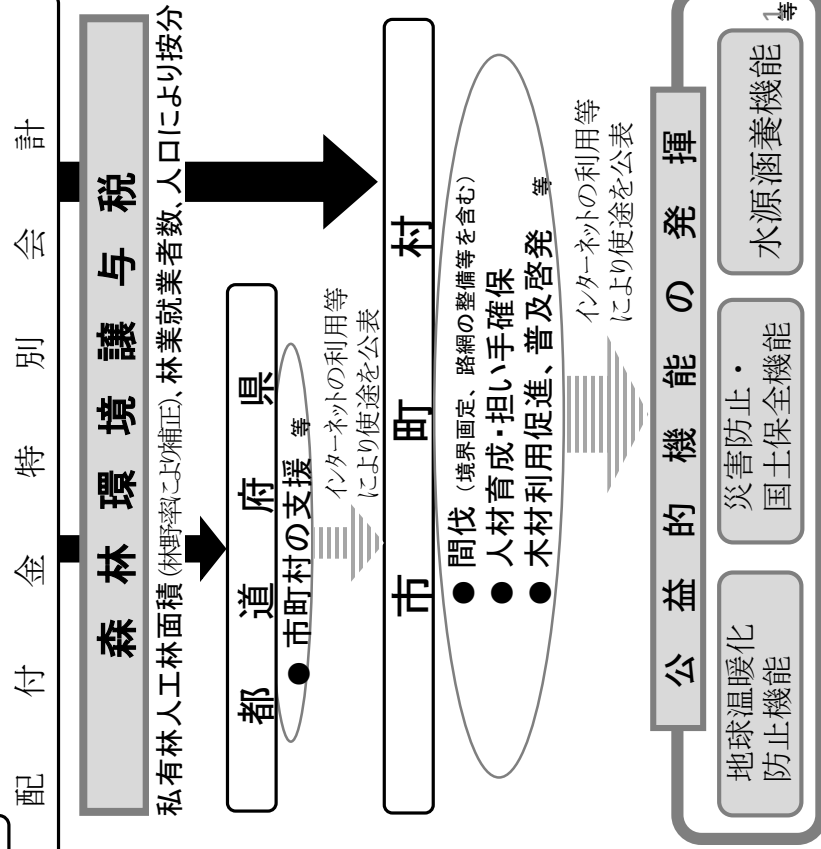
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

【制度設計イメージ】

令和6年度から施行



平成31年度から施行



パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

◎ 森林環境税の創設 [令和6年度から課税] (令和6年1月1日施行)

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [平成31年度から譲与] (平成31年4月1日施行)

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

譲与基準：(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)

林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途：(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林

整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

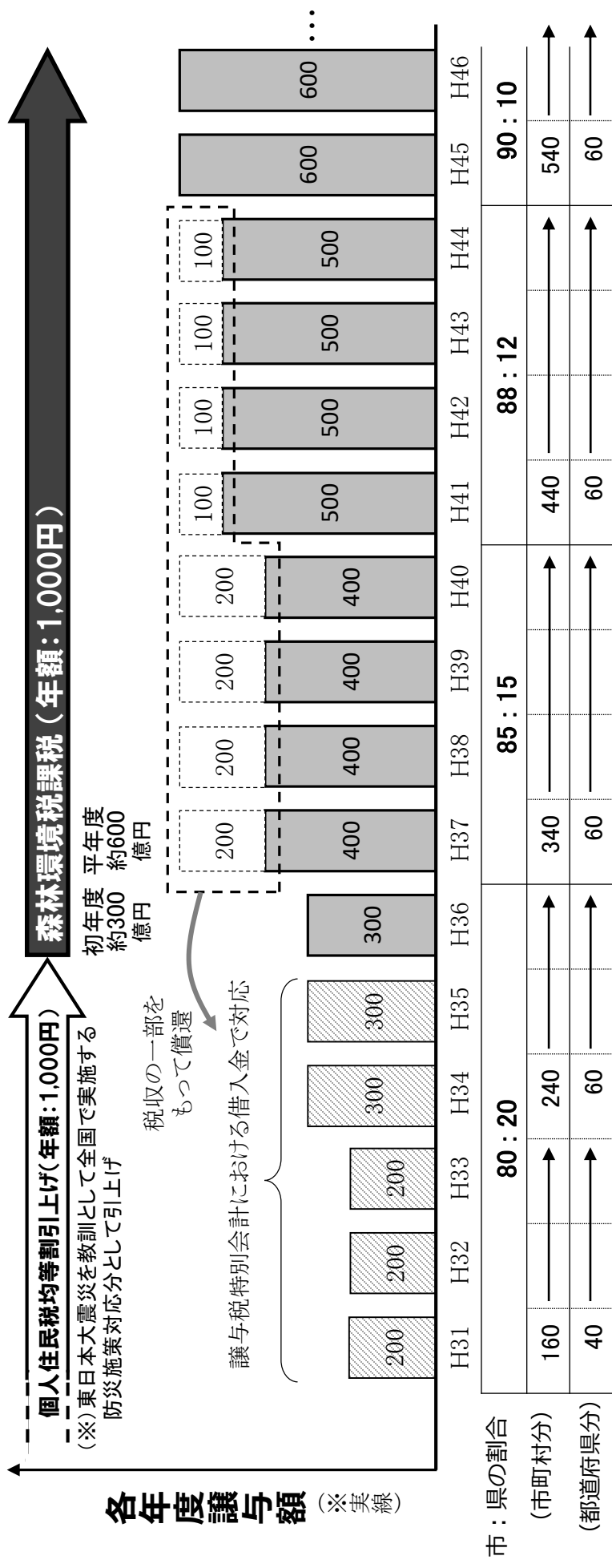
(注1) 平成35年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。

借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

(注2) 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

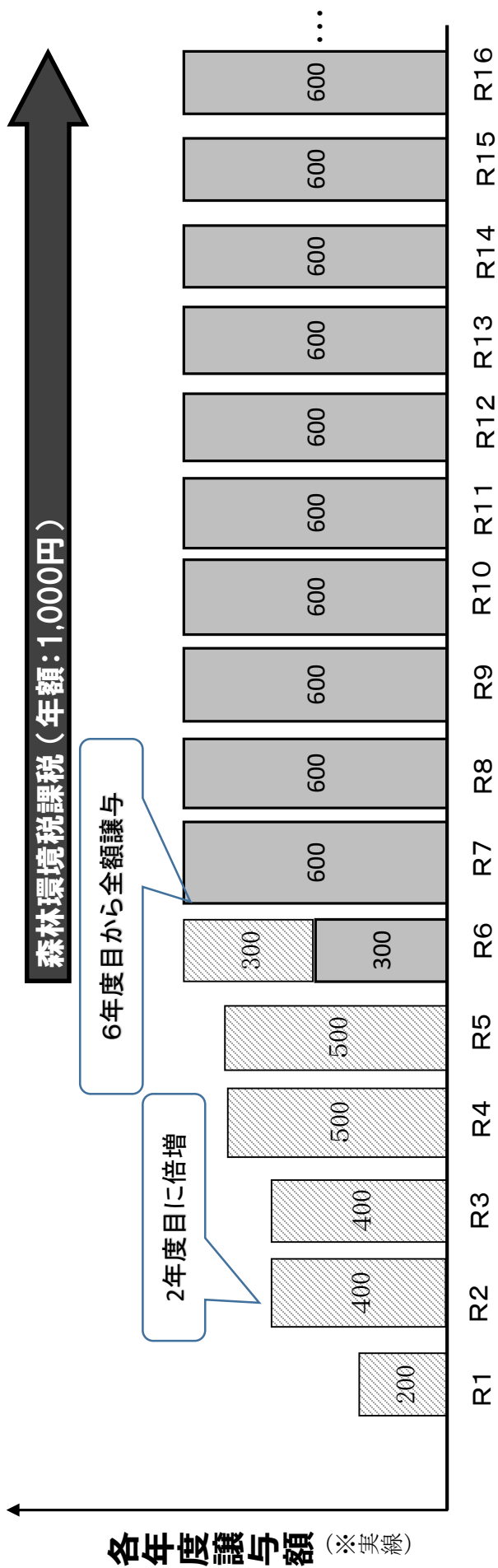
- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度（令和5年度）までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



各年度譲与額 (※実線)

森林環境譲与税の譲与額の増額

- 近年森林の機能低下により、洪水、山腹崩壊などの被害が多発、森林整備の促進が喫緊の課題。
- 地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用して償還することで、2年度目に当初予定から倍増
- 令和2年度の譲与額は、元年度と比べ、都道府県1.5倍、市町村2.1倍
- 森林環境譲与税を活用した森林整備の一層の推進が必要



各年度譲与額（※実線）

市：県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10												
（市町村分）	160	340	352	540												
（都道府県分）	40	60	48	60												

(令和4年9月29日)

森環境譲与税試算表(市町別)

(単位:千円)

譲与基準

年度	令和元年(実績)				令和2年(実績)				令和3年(実績)				令和4年~令和5年				令和6年~				林業就業者数 (人)	私有林人工林面積 (ha)	林野率	補正率	私有林人工林面積 (補正後) (ha)	人口 (人)	
	市町村		都道府県	計	市町村		都道府県	計	市町村		都道府県	計	市町村		都道府県	計	市町村		都道府県	計							
	200/億円	477,629	382,102	95,527	40/億円	955,283	811,993	143,290	60/億円	143,570	813,573	143,570	500/億円	1,189,060	1,046,374	142,686	600/億円	1,426,830	1,284,144	142,686							60/億円
全国	200	477,629	382,102	95,527	40	955,283	811,993	143,290	60	143,570	813,573	143,570	500	1,189,060	1,046,374	142,686	600	1,426,830	1,284,144	142,686	60	1,426,830	60.4	7,023,595	60,855	126,193,845	
三重県																											
1 四日市市																											
2 桑名市																											
3 鈴鹿市																											
4 亀山市																											
5 いなべ市																											
6 木曾岬町																											
7 東員町																											
8 菰野町																											
9 朝日町																											
10 川越町																											
11 津市																											
12 松坂市																											
13 多気町																											
14 明和町																											
15 大台町																											
16 伊勢市																											
17 鳥羽市																											
18 志摩市																											
19 玉城町																											
20 南伊勢町																											
21 度会町																											
22 大紀町																											
23 伊賀市																											
24 名張市																											
25 尾鷲市																											
26 紀北町																											
27 熊野市																											
28 御浜町																											
29 紀宝町																											
計	477,629	382,102	95,527	955,283	811,993	143,290	143,570	813,573	143,570	957,143	813,573	143,570	1,189,060	1,046,374	142,686	1,426,830	1,284,144	142,686	1,426,830	1,284,144	142,686	1,426,830	60.4	7,023,595	60,855	126,193,845	

80:20

85:15

88:12

90:10

※1 私有林人工林面積：2020年農林業センサス農山村地域調査市町村調査

※2 林業就業者数：令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

※3 人口：令和2年 国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局)

※4 私有林人工林面積の補正係数は、林野率85%以上、1.5、85%未満～75%以上、1.3、75%未満、1.0 (林野率は2020年農林業センサス)

平成 31 年 2 月 13 日

三重県における森林環境譲与税（仮称）活用についての基本的な考え方

1 策定の目的

平成 31 年度から始まる森林環境譲与税（仮称）（以下、「(仮称) 省略」）を活用した事業が、税創設の趣旨に即した効果的なものとなるとともに、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の、それぞれの目的・用途を明確にし、双方を有効に活用するための基本的な考え方を定めるものです。

2 森林環境譲与税創設の趣旨

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成等に向けて、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 4 月に施行される森林経営管理法を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源に充当するため創設されるものです。

3 森林環境譲与税の活用方法に関する基本的な考え方

森林環境譲与税の用途として、国は、地域の実情に応じて法令に定める範囲で事業を幅広く弾力的に実施できるとしており、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案において

・市町は、

- ① 森林の整備に関する施策
- ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

・県は、

- ① 市町が実施する上記①②に掲げる施策の支援に関する施策
- ② 市町が実施する森林の整備に関する施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策
- ③ 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

に充当するものとしています。

これらを踏まえ、森林環境譲与税を活用した事業の実施にあたっては、以下の点に留意するものとします。

(1) 森林整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組に優先して充当します

森林経営管理法は、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足等が、森林整備を進めるにあたり大きな課題となっていることを受け、これらの課題に的確に対応し、森林資源の適切な管理を推進することを目的としています。

このため、市町の事業実施にあたっては、市町区域内における整備が不十分な森林をより効果的に減少させる取組を優先して実施するものとします。

このことは、一概に森林環境譲与税を人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充当することを否定するものではありませんが、適切な経営管理が実施されていない森林が存在する市町においては、森林経営管理法に基づく対策に森林環境譲与税を有効に活用することが重要です。

(2) 長期的な視点と目標設定

森林環境譲与税は、毎年度、あらかじめ決まった額が譲与されるなど、安定的かつ、恒久的(長期的)な財源であるという特徴をふまえ、長期的な視点や目標を定めた事業構築に努める必要があります。

(3) 事業目的や効果の整理

森林環境譲与税は、用途を細かく規定する補助金とは異なり、法令等で定める用途の範囲内で各地方団体が弾力的に扱える財源となっています。

ただし、用途の公表が義務づけられていることから、事業の構築及び実施にあたっては、事業の目的や成果などを対外的に説明できるよう整理する必要があります。

(4) みえ森と緑の県民税との関係

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と、将来にわたり災害に強い森林を引き継いでいくための社会づくり(「県民全体で森林を支える社会づくり」)に必要な経費に活用することとしており、

「災害に強い森林づくり」として、

- ・ 流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備
- ・ 人家裏や通学路沿いなど集落周辺における危険木の除去 等

「県民全体で森林を支える社会づくり」として、

- ・森林環境教育・木育に携わる人材の育成、学校等における取組の推進
 - ・県民の森林への理解を深めるための学びの場づくり 等
- を実施することとしています。

このことを踏まえ、森林環境譲与税とみえ森と緑の県民税の用途を、目的やエリアを勘案して区分し、双方を有効に活用することとします。

具体的には、

- ① 森林の整備については、森林環境譲与税を活用して、市町が「林業経営に適さない公的な森林の整備」等に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担し、土石流等の被害を軽減する森林の整備（災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備等）や治山ダム等に異常堆積した土砂や流木の撤去、人家裏などの危険木の除去等、「災害に強い森林づくり」に取り組みます。

- ② 人材の育成については、森林環境譲与税を活用して、県と市町が役割を分担して、林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」に取り組みます。

また、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」に取り組みます。

- ③ 普及啓発（意識の醸成）については、みえ森と緑の県民税を活用して、県と市町が役割を分担して、森林環境教育・木育の実施（木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む）や森林にふれあうことのできる環境の整備など、主に「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に取り組みます。

- ④ 木材の利用については、森林環境譲与税を活用して、市町が、公共建築物等の木造・木質化など、森林整備につながる地域材の利用を促進します。

（5）森林環境譲与税の基金としての積み立て

森林環境譲与税は、後年度事業に要する費用に充当するために留保し、基金に積み立てる、または特別会計において繰越することが可能です。

特に単年度の譲与税額が少ない市町にあっては、基金に積み立てること

により、譲与税を効率的、効果的に活用することができることから、基金の創設を検討するものとします。(ただし、みえ森と緑の県民税に関する基金を設置している市町においては、明確に区分し管理する必要があります。)

4 森林環境譲与税を活用した事業例と留意事項

(1) 林業経営に適さない森林の整備

ア 森林経営管理法に基づいて実施する森林整備（市町村森林経営管理事業）

市町が経営管理権を設定した森林の内、林業経営に適さない森林において、保育、間伐等の森林施業、及び施業に必要な路網の整備等を実施します。

- ・施業等は、市町が直営又は林業事業体等への委託等により実施します。
- ・施業等には、施業実施区域の測量や現況調査等を含みます。

注¹ 伐採跡地（造林未済地を含む）における植栽、下刈り等の初期保育は、森林所有者が伐採した収益において行うべきものであるため、森林環境譲与税の用途には適さないと考えます。

注² 森林環境譲与税の配分が、私有林人工林面積を基準としていることから、人工林の整備が優先されるべきであります。市町の判断で人工林よりも天然林（広葉樹林）の整備が優先されると説明できる場合は、天然林の整備にも充当可能と考えます。

注³ 公有林は、一般財源によって管理が行われるという前提であり、森林環境譲与税の用途としては適さないと言えますが、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、公有林の管理にも充当可能と考えます。

注⁴ 財産区有林についても同様に、市町の判断で私有林の整備よりも優先されると説明できる場合は、財産区有林の整備にも充当可能と考えます。

イ 経営管理の意向に関する調査

市町が経営管理権集積計画を定める場合に、地域の実情を踏まえた意向調査対象区域を設定し、地域の協力のもと意向調査を実施します。

- ・施業プランナーや林家、自治会関係者等と連携し、ダイレクトメールの発送や集落座談会、訪問活動等の形で所有者の意向調査を実施します（調査は市町が直営又はアドバイザー等を雇用、若しくは委託等により実施）
- ・意向調査の実施区域は、森林所有者から市町に経営管理権の設定の申出のあった森林及びその周辺や、人工林資源の多い林班（例えば、林班内の人工林率 50%以上等）であって、かつ、森林経営計画が策定されていない等、

持続的に経営管理を行っている者を確認できない林班など、地域の実情に応じて設定します。

ウ 経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化

意向調査や森林所有者からの申出により、経営管理権の設定を行おうとする森林において、当該森林を含む一体の森林の境界明確化を実施します。

- ・森林の境界を現地で確認・確定するための立会、杭打ち、測量に要する経費や、その準備等のために必要な経費を対象とします。

エ ア以外に公的な管理が必要な森林の整備

市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林について、2の森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、適当と認める場合は、間伐等の整備を実施することができます。

なお、3（4）により当該森林の整備が「災害に強い森林づくり」を目的とする場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

オ 管理放棄され、整備・保全を行う者がいない里山・竹林の整備

管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合は、森林環境譲与税を活用して除伐等の整備を実施します。

なお、所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を実施する場合は、みえ森と緑の県民税を活用します。

（2）人材育成・担い手の確保

林業・木材産業に携わる人材の育成等を図り、森林整備を実施する市町を支援するため、県は、みえ森林・林業アカデミーにおいて、高度な経営や管理能力、現場技術等を身につけた林業・木材産業に携わる人材育成を行うほか、市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設、研修施設の整備等を実施します。

市町においては、みえ森林・林業アカデミーや高等教育機関等と連携した技術者養成講座等の受講に対する支援など、地域における林業・木材産業に携わる人材の確保、育成等を行います。

なお、森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催など、「森を育む人づくり」に該当する取組については、みえ森と緑の県民税を活用します。

(3) 普及啓発（意識の醸成）

森林や木材について学び・ふれあう機会の提供や、森林と県民との関係を深める対策など、森林環境教育・木育の取組については、県と市町が役割を分担して、みえ森と緑の県民税を活用して実施します。

(4) 木材利用の促進

県内の公共建築物等への地域材の利用の拡大や、都市部と山間部との自治体連携による木材利用等を促進するため、市町は、森林環境譲与税を活用し、以下の取組を行います。

- ア 公共建築物等(市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等)の木造での整備
- イ 上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備

なお、以下については、(3) 普及啓発の中で、みえ森と緑の県民税を活用することが可能です。

- ・単に施設等を整備するだけでなく、その施設等を活用して、森林や緑を大切に思い・育む「人づくり」のための森林環境教育や木育の取組が、継続して実施される場合において行われる、

①「木育」を実施する施設の整備

(木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等)

②「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備

(継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等)

③森林とふれあい、体感できる学びの場の整備

(森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等)

など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」等に該当する取組。

ウ 都市部と山間部の自治体の連携による森林整備や木材利用の促進

- ・森林が少なく人口が多い都市部の市町と、森林資源が豊富で木材生産が盛んな山間部の市町が協定等を締結し、それぞれの資源や特性等を活かしながら、連携・協力して、森林整備や木材利用の促進に取り組みます。

(5) 市町の体制の強化

森林経営管理法の施行により新たに市町が担う業務の遂行及び、森林の適正な管理と地域の林業・木材産業の活性化につなげていくために必要な人材の確保や、体制の整備を行います。

ア 専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用

- ・市町の嘱託職員等として、技術者等を雇用するための経費

イ 対象業務の委託

- ・上記の業務について、技術者が在籍する法人等に委託するための経費

ウ 新たな組織の設立

- ・取組を推進するための新たな組織（公社等）の設立

なお、森林環境譲与税は、その用途を公表する必要があり、譲与税の目的である森林整備の進捗とともに、その用途について説明責任が求められます。そのため、一般職員の人件費に充当した場合、当該職員を雇用することで、森林整備の進捗にどれだけ貢献できたかを問われることとなり、特定の職務に従事する嘱託員等と異なり、一般職員については他業務にも携わることから、特に慎重に対応する必要があります。

＜参考＞森林環境譲与税（仮称）の用途事例（みえ森と緑の県民税との対比）

区分	森林環境譲与税（仮称）	みえ森と緑の県民税
林業経営に適さない森林の整備	□市町による林業経営に適さない公的な森林整備（経営管理権を設定して行う「市町村森林経営管理事業」）	—
	□市町が経営管理権を設定した森林以外で、市町と森林所有者等の間で長期にわたる森林の経営管理に関する協定が締結されている（見込みを含む）など、市町に管理が委託されたとみなすことができる森林において行う間伐等の整備（右記以外） ※天然林、公有林、財産区有林についても、市町の判断で実施可能	◆市町が経営管理権を設定した森林以外で行う「災害に強い森林づくり」を目的とする森林整備 ・災害緩衝林整備事業及び同事業を実施した小流域等における防災機能強化を図る森林整備
	□経営管理の意向に関する調査	—
	□経営管理権集積計画の作成に必要な森林境界明確化	—
里山・竹林の整備	□管理放棄等により、森林機能の低下等の恐れのある里山・竹林等について、整備・保全を行う者がいないなど、市町による公的な関与が必要な場合に行う除伐等の整備	□所有者や自治会、NPOなどが、整備計画等を作成し、継続して管理を行う場合の里山・竹林の整備
危険木の除去	—	□集落周辺の森林の整備 ・人家裏や通学路沿いで倒木になる恐れのある危険木の除去等
人材育成・担い手の確保	■林業・木材産業に携わる人材の育成等、「森林整備を担う人づくり」 ・「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材の育成 ・市町職員や地域林政アドバイザー等を対象とした講座の開設等	◆森づくり活動を行うボランティアなど、身近な場所で活躍する「森を育む人づくり」 ・森林環境教育・木育指導者の養成や、NPOやボランティアを対象とした、森づくりに関する研修会の開催等
普及啓発（意識の醸成）	□右記（森林環境教育・木育等）に該当しない単発のイベント等	◆森林環境教育・木育の実施や、森林にふれあうことのできる環境の整備など、「森と人をつなぐ学びの場づくり」 ※木育や森林環境教育を実施するために行う施設整備等を含む（詳細は下記）
木材利用の促進	□地域材を利用した、公共建築物等の木造・木質化（右記以外） ・公共建築物等（市町庁舎、体育館、病院、複合型施設等）の木造での整備 ・上記公共建築物等の内装の木質化や木製備品の整備等	・「木育」を実施する施設の整備【普及啓発】（木造幼稚園や保育園の建設、幼稚園や保育園、子育て支援施設等における木製玩具・遊具の設置等） ・「森林環境教育・木育」の理解を進めるための施設の整備【普及啓発】（継続的に行っている小中学校や生涯学習施設、図書館等における木製備品の整備等） ・森林とふれあい、体感できる学びの場の整備【普及啓発】（森林公園などにおける木造休憩施設等の整備や、公営キャンプ場における木造施設の整備等）
市町の体制の強化	□市町が担う業務の遂行等のための人材の確保や体制の整備 ・専門員（地域林政アドバイザー等）の雇用 ・技術者が在籍する法人等への業務委託 ・新たな組織（公社等）の設立	—

■：県が実施、◆：県と市町が役割を分担して実施、□：市町が実施

令和 4 年 6 月
林野庁・総務省

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業を実施可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました。

これらはいくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村等におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助(上乗せ含む) ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式子ッパ等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等
	【路網の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ・林道や作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者(森林組合)が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した作業道等の復旧への補助 等
	【鳥獣被害、森林病虫害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・植林箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援 ・松くい虫被害木の早期発見のための監視員による松林の監視、松くい虫被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 等
	【災害対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助 等

	<p>【計画策定・森林情報整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等
	<p>【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	<p>【林業事業者、林業従事者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械の借り上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業者が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等
	<p>【研修生への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等
	<p>【研修の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業者へインターンシップを行う経費への支援 等
	<p>【担い手確保のための情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等
	<p>【市町村体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等
3. 木材利用	<p>【施設の木造・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置 ・多数の者が利用する民間建築物の木造・木質化への補助 等
	<p>【木製品の制作・利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等

	<p>【木材利用のための体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	<p>【都市側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	<p>【山村側】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受け入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等) ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】

○取組の実施に関すること

林野庁森林利用課森林集積推進室 近藤、中口、井上(TEL:03-6744-2126)

○税制度に関すること

総務省市町村税課 後藤、上野、佐藤(TEL:03-5253-5669)